

1 電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、質の高い医療を提供するため、電子的診療情報連携体制を整備しております。

オンライン資格確認等を活用し、患者様の診療情報、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用するとともに、地域の医療機関との電子的な診療情報の共有・閲覧を行う体制を整備しています。

また、診療情報を適切に活用し、安全で質の高い医療の提供に努めています。

2 生活習慣病管理料について

当院では、厚生労働省の定める基準に基づき、生活習慣病管理料（Ⅰ）及び生活習慣病管理料（Ⅱ）を算定しております。

高血圧症、脂質異常症及び糖尿病を主病とする患者様に対し、患者様一人ひとりの状態に応じた療養計画書を作成し、生活習慣の改善、服薬管理、食事・運動指導などを含めた総合的な治療管理を行っております。

患者様の病状や受診状況に応じて、生活習慣病管理料（Ⅰ）又は生活習慣病管理料（Ⅱ）を算定いたします。

ご理解とご協力をお願いいたします。

3 医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しております。

受診された患者様の受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用し、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

4 長期収載品の選定療養について

令和6年10月より、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある医薬品について、患者様のご希望により長期収載品（先発医薬品）を選択された場合には、後発医薬品との差額の一部を「選定療養費」としてご負担いただく制度が開始されました。

なお、医師が医療上の必要性があると判断した場合や、後発医薬品の供給が困難な場合などは、この対象となりません。

制度の詳細につきましては、厚生労働省の定める内容に基づいて運用しております。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

5 明細書発行体制等加算について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を推進する観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤や実施した検査等の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない場合は、受付までお申し出ください。

6 夜間・早朝等加算について

当院では、厚生労働省の定める診療報酬算定基準に基づき、下記の時間帯に受付をされた場合は「夜間・早朝等加算」を算定しております。

* 平日 18時以降

* 土曜日 12時以降

※診療時間内の受付であっても、上記時間帯に受付された場合は加算の対象となります。

患者様にはご理解とご協力をお願いいたします。

医療法人社団わだ内科医院
院長